大震災復興調査特別委員会報告書

大震災復興調査特別委員会の調査・検討結果について報告する。

1　調査概要

（１）調査の実施経緯及び目的

本委員会は、大震災復興に関する本県の課題と対応施策を調査・検討するため、令和７年12月17日に設置された。調査事項は、①東日本大震災からの復興完遂に向けた諸課題について、②東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）事故に起因する諸問題についての２点である。執行部事業概要説明、参考人意見招致及び県内外の現地調査により、現状の把握と課題整理を行うとともに、本県議会として東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対する要請活動及び復興庁への要望活動を行った。

（２）執行部事業概要説明

ア　被災者の心のケアの活動拠点となる「みやぎ心のケアセンター」（以下「心のケアセンター」という。）を平成23年12月に設置し、相談支援、普及啓発、支援者支援等に取り組んできた。

イ　被災者の心の問題は、度重なる生活環境の変化等により複数の問題が絡み合い複雑化しているが、令和３年度以降の相談件数は減少傾向にあり、令和２年度の6,191件から昨年度の367件まで減少した。

ウ　心のケアセンターによる相談支援は昨年９月末で終了し、同年12月末に石巻・気仙沼地域センターを閉所した。残務整理を行う基幹センターも本年３月に完全閉所する。

エ　心のケアセンター終了後も、引き続き市町村や保健所等による地域精神保健福祉活動の中で、きめ細か

な心のケアを切れ目なく継続するとともに、これまでの心のケアセンターの記録や知見をホームページに掲載し継承を図る。

オ　被災した児童生徒に対し、適切な支援ができるよう加配教員やスクールカウンセラー等の配置を継続している。

カ　平成28年度から、震災に起因する心の問題等により学校生活に不安を抱える児童生徒の学びの場や居場所となる「みやぎ子どもの心のケアハウス」（以下「心のケアハウス」という。）の運営を支援し、仙台市を除く全ての市町村で心のケアハウスを設置している。

キ　多様化・複雑化する悩みを背景に、心のケアハウスへの相談件数は年々増加傾向にあり、令和６年度には22,420件（うち児童生徒13,235件、保護者9,185件）に達している。学校に登校していない児童生徒の出現率は全国平均を大きく上回り増加傾向が続いている。特に沿岸部と全国平均との差が顕著となっている。

ク　第２期復興・創生期間終了後も、市町村による心のケアや学習支援などの取組が安定的かつ継続的に維持できるよう、本県としても市町村を継続して支援していく必要がある。

ケ　津波被災地では、度重なる転居に伴い住民同士の新たな人間関係の構築を余儀なくされており、良好なコミュニティーが形成される一方で、関係性の構築が途上にある地区もある。

コ　災害公営住宅等では、高齢化の著しい進行や単身世帯の増加に伴い、自治会活動への参加者の減少、役員の担い手不足及び孤立化が顕著となっており、自治会等に対し、体制維持のための人材確保及び自立した組織運営に向けた支援が求められている。

サ　本県では、自治会が自発的に取り組む活動を補助する「地域コミュニティ再生支援事業」や、自治会活動に学生が参画する「被災地域コミュニティ活性化支援事業」等により支援を行っている。

シ　津波被災地の防災集団移転促進事業等により市町村が買収した土地（移転元地）は、災害危険区域に指定され、住宅の建築が制限されるとともに、小規模な土地が点在するなど官地と民地が混在しており、一体的利用が困難な状況である。

ス　本県では、復興庁の土地活用ハンズオン支援事業を活用し、地域特性を生かした農業推進や、造成地における官民連携によるビジョン策定などを支援している。

セ　県内の移転元地のうち、令和６年12月末現在で利活用が決定している土地の割合は78.4％となっている一方で、利活用決定率が50％に満たない市町も複数存在する。

ソ　移転元地の利活用を進める上で、土地の集約や事業者等を呼び込むためのインセンティブ強化が課題となっており、国に対して制度や補助金の創設を求めていく。

タ　「みやぎ東日本大震災津波伝承館」は開館から５年目となり、昨年度の１日当たり平均来館者数は、約200人弱（年間約５万人）で推移しており、修学旅行等の団体予約の割合が増加傾向にある。

チ　一方で、震災からの時間の経過等に伴い、企業等からの寄附金が減少しており、震災伝承施設や伝承団体の活動資金の確保及び語り手の高齢化に伴う人材育成等が課題となっている。

ツ　令和４年９月に発足した、多様な団体や企業が連携して一丸となった震災伝承の取組を目指す「震災伝承みやぎコンソーシアム」に、令和６年度から３つの部会を設置し、持続可能な活動体制の構築をサポートしている。

テ　本県では、大規模災害に備え、仙台市宮城野原地区における広域防災拠点の整備を進めている。一日も早く防災機能を発揮するため、暫定整備地約２ヘクタールについて、令和４年４月から運用を開始している。

ト　県内７圏域の既存施設から選定した８箇所の「圏域防災拠点」については、令和元年度までに資機材整備等を完了しており、本格運用を継続しつつ、研修や訓練を通じて即応体制の確保に努めている。

ナ　本年の通常国会における防災庁設置法案等の成立を目指している動きを踏まえ、本県では昨年６月の政府要望及び同年10月の牧野たかお防災庁設置準備担当大臣来県時に、県内へ防災庁の地方機関を設置するよう要望してきた。

ニ　本年１月には、本県、本県議会、仙台市、仙台市議会の４者合同で、県内への防災庁の地方機関の設置を国に要望した。昨年12月26日に閣議決定された「防災立国の推進に向けた基本方針」では、防災庁本庁の設置を先行しつつ､防災庁の地方機関の担うべき機能やその適地について検討するとしていることから、引き続き国の動向を注視し、適時適切に国への働きかけを行っていく。

ヌ　本県では、「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」の下、現在は昨年度から来年度までを計画期間とする第５期「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」に基づき各種事業を推進している。

ネ　引き続き福島原発事故被害の収束・解消に向けて、自然環境における放射性物質汚染への対応や汚染廃棄物等の処分、被害を受けた事業者等への損害賠償のほか、一部の国・地域における輸入規制の継続、風評被害及び放射線・放射能に対する不安や懸念の解消など、残された課題に対応していく。

ノ　昨年９月時点で県内に2,274.5トン保管されている１キログラム当たり8,000ベクレルを超える指定廃棄物の処理は、国が提案する長期管理施設の設置について関係機関と協議を重ねているが、候補地の合意に至っていないため、１キログラム当たり8,000ベクレル以下の汚染廃棄物の処理を優先している。

ハ　当初、26市町村で汚染廃棄物を保管していたが、処理を進めた結果、昨年４月１日時点で、18市町村で

処理が完了している。

ヒ　令和５年８月の多核種除去設備処理水（以下「処理水」という。）の海洋放出開始に伴い、一部の国・地域が日本産水産物の輸入禁止措置を実施したことにより、ナマコ、アワビ等の取引価格の下落がみられるなどの影響が出たことを受け、本県では、独自の取組として、令和５年９月に「みやぎ水産応援パッケージ」（相談窓口、経営支援、情報発信、販売促進の４本柱）を取りまとめ、事業者に寄り添った支援に取り組んでいる。

フ　国に対して一刻も早い輸入禁止措置の解除に向けた外交努力を求めるとともに、東京電力に対して迅速かつ適切な損害賠償の実施を強く求めていく。また、国及び東京電力に対して処理水の海洋放出以外の処分方法の継続検討を求めていく。

ヘ　処理水放出により影響を受けた事業者のなりわい支援、新たな風評被害を発生させないための国内外における理解醸成等の課題に取り組んでいく必要がある。

（３）参考人意見聴取

ア　東京電力　執行役員福島復興本社副代表　弓岡　哲哉氏ほか

（ア）総合特別事業計画は、福島原発事故以降に繰り返し公表しているもので、本年１月26日に国で認定された「第五次総合特別事業計画」は、５回目の事業計画となる。第四次総合特別事業計画の公表以降に生じた廃炉作業の難化、電力需要の増加、物価高騰などの環境変化に対応しながら、事故責任の貫徹と電力安定供給の基本方針を全うする。

（イ）２号機における燃料デブリの試験的取り出しに続き、同じ２号機において、今年夏頃の着手を目指してロボットアームを使用した原子炉格納容器内の調査等の準備を進めている。

（ウ）汚染水の新規発生量については、令和５年の１日当たり約100立方メートルから、昨年時点で、１日当たり約60立方メートルに減少しており、当初令和10年の目標値であった１日当たり50～70立方メートルを３年前倒しで達成した。

（エ）処理水の貯蔵に使用しなくなったタンクは、Ｊ９エリア、Ｊ８エリアから計画的に解体を進めており、Ｊ９エリアの12基のタンクの解体は、昨年９月に完了している。Ｊ８エリアの９基についても、５基の解体を完了しており、本年度末頃に解体作業完了を予定している。

（オ）本年４月20日に本年度第１回目（通算19回目）となる処理水の海洋放出が完了した。これまでの放出において、関連設備や海域のモニタリング結果等に異常は確認されていない。本年度は年間８回の処理水放出を計画している。処理水の放出に当たっては、今後も設備運用の安全、客観性及び透明性を担保するため、ＩＡＥＡによるレビューを通じて、国内外に対する科学的根拠に基づく情報発信を徹底する。

（カ）風評被害対策としては、包括連携協定を締結している食品総合卸売業の国分グループ本社株式会社が主催する海外販路向け商談会や、同社のグループ会社が主催する国内向け食品関連展示会への本県内事業者の出展支援を通じて、国内外の販路拡大に向けた商談機会の創出に取り組んでいるほか、東京電力社員食堂等での本県産品のメニューの提供、東京電力グループ社員向けＥＣサイトにおける本県産品の販売などを通じて、国内外の流通回復と消費拡大に向けた取組を継続する。

（４）県内調査

ア　雄勝ローズファクトリーガーデン（石巻市）

（ア）雄勝ガーデンパーク事業は、東日本大震災の津波で甚大な被害を受けた石巻市雄勝町の移転元地（災

害危険区域）を、「花と緑の力」で再生させる官民連携の復興まちづくり事業であり、住民主体のコミュニティー再構築と関係人口及び交流人口の拡大による地域活動の再生に貢献している。

（イ）当初、住民活動から始まったガーデンづくりは、復興庁派遣専門家の協力を受けて「雄勝ガーデンパーク構想」へと拡大し、復興庁の「地域づくりハンズオン支援事業」、「土地利活用促進等モデル調査支援事業」、「土地活用ハンズオン支援事業」の採択を経て、官民連携の体制を構築した。

（ウ）雄勝ガーデンパーク推進協議会を設立の上、石巻市独自の「石巻市移転元地等利活用推進事業補助金」の交付を受けながら移転元地を地域全体で管理・利活用することで、石巻市としては年間数百万円かかる草刈り代などの維持管理費を削減でき、住民側としては産業廃棄物収集運搬業者等の参入を防げるという、双方にメリットのある循環型の仕組みが構築された。

（エ）第２期復興・創生期間終了及び当初の実施予定期間の満了に伴い、「石巻市移転元地等利活用推進事業補助金」が昨年度をもって廃止された。石巻市側の財政状況が厳しい中、事業の自立や新たな財源を活用した継続的な支援のあり方が今後の課題となっている。

イ　放射能汚染廃棄物保管場所（石越浄化センター内）（登米市）

（ア）東日本大震災の福島原発事故に伴い、登米市では１キログラム当たり8,000ベクレルを超える放射性物質を含む「指定廃棄物（汚染稲わら）」が2,235トン、１キログラム当たり8,000ベクレル以下の「一般廃棄物（汚染牧草・堆肥・ほだ木等）」が4,747トン発生し、保管してきた。

（イ）当初4,747トンあった一般廃棄物については、牧草地へのすき込みによる土壌還元処理を進めることで、約78％の処理を完了させ、昨年度末時点で残り1,041トンまで処理を進めてきた。

（ウ）登米市における指定廃棄物は、複数農家の稲わらをまとめた「集合保管（15箇所・2,041トン）」と

「個別保管（９箇所・194トン）」により、計24箇所で一時保管されている。このうち、石越浄化センターには409トンが集合保管されている。登米市では、国の保管委託金（補助金）を活用し、巡視や空間放射線量の測定、定期的な除草、遮蔽用土のうの積み直し、保管用ビニールハウスの補修やシート張り替えを実施するなど、適正管理に努めてきた。

（エ）一般廃棄物の焼却処分を行わない方針をとる登米市では、平成25年度の実証試験において安全性を確認した上で、平成30年度から牧草地へのすき込みによる土壌還元処理を開始した。１キログラム当たり400ベクレル以下の汚染牧草等は、草地更新に合わせてすき込みによる反転耕起を行う。１キログラム当たり400ベクレルを超える汚染牧草等は、堆肥化して異臭や放射性汚染物質の濃度を１キログラム当たり400ベクレル以下に抑えた上で、散布している。

（オ）土壌還元したほ場の草地で生産された一番草のセシウム濃度測定では、牛用飼料の許容値である１キログラム当たり100ベクレル以下を大幅に下回っていることが確認されており、令和13年までの処理完了を目指して進めている。

（カ）国が再測定を行った結果、長期保管による放射性物質の減衰により、登米市内における指定廃棄物全量について、国の基準である１キログラム当たり8,000ベクレル以下に下回っていることが確認された。これを受け、国から登米市に対して、指定廃棄物の指定解除及び一般廃棄物としての処分について協力要請が出された。

（キ）登米市としては、「国が責任を持って処分すべき」との考えに変わりはないが、農家や周辺住民の長年の負担を早期に解消するため、国の財政的・技術的支援を条件に要請を受け入れ、一般廃棄物として処理する方針を決定した。本年度からは、処理実績のある民間の廃棄物処理業者へ委託し処理を

行う予定である。早期の撤去が必要とされる石越浄化センター敷地内及び個人保管場所の廃棄物から優先的に搬出し、処理を進める計画としている。

ウ　宮城県気仙沼地方振興事務所（水産漁港部）

（ア）本県の海岸整備に係る復旧・復興事業について、昨年度末時点で、369箇所のうち、約99％に当たる366箇所で完了している。本県が管理する漁港海岸防潮堤において、未完成で残っているのは気仙沼管内の「大浦・浪板地区（未完成延長 205.6メートル）」及び「日門地区（未完成延長 72メートル）」であり、気仙沼漁港の魚市場前地区については、本年３月に事業が完了した。

（イ）大浦・浪板地区の防潮堤について、本年度からは、内閣府から採択を受けた「地域未来交付金（気仙沼湾周辺を中心とする防災×賑わいの地域づくり事業）」により整備することが決まった。総事業費は約18億円で、計画期間は本年度から令和10年度までとしている。

（ウ）地域未来交付金は、インフラ整備事業単体では申請が認められないため、気仙沼市と連携の上、拠点整備事業及びソフト事業と合わせてパッケージ化を行った上で申請し、採択を受けた。本県がインフラ整備（防潮堤整備、陸こうの遠隔化システム整備）を担い、気仙沼市が拠点整備事業（気仙沼大島ウェルカム・ターミナル改修）及びソフト事業（避難誘導表示、イベント開催等）を実施する。

（エ）日門地区の防潮堤については、引き続き「農山漁村地域整備交付金」を活用して整備を進めている。昨年度から、国道45号かさ上げ工事に先立ち、国道の切り回し工事を行っている。本年度以降は、国道45 号かさ上げ工事、市道のかさ上げ工事及び未完成防潮堤区間72メートルの整備に着手し、令和10年度の工事完了を目指している。

エ　亀山園地（モノレール等整備地）（気仙沼市）

（ア）気仙沼市大島亀山には、かつて「亀山リフト」が存在し、最盛期には多くの観光客を集めていたが、赤字経営や天候の影響による稼働率の低さが課題となっていたところ、東日本大震災の津波と火災により被災した。

（イ）震災復興と交流人口の切り札として復旧を要望してきたものの、国の復興交付金等の適用が認められず、令和４年に補助率２分の１の「地方創生拠点整備交付金」を活用する方針へ転換し、モノレール整備事業をスタートさせた。

（ウ）モノレールは、中腹の駐車場から山頂までの総延長409メートルを結ぶ斜行エレベーター型で、１両当たり定員20人の車両が２両あるが、オペレーターが１人乗車するため、乗客は39人が乗車できる。山頂には360度のパノラマ眺望を楽しめるテラスやカフェを整備し、ゆったりと滞在できる空間とする。

（エ）モノレールの運営候補者として第三セクターの株式会社気仙沼産業センターを選定し、覚書を締結した。年間目標乗車人数を６万2000人（年間営業338日、１日当たり183人）、乗車料金を一般（中学生以上）1,200円、小学生600円に設定することで、年間約6,300万円の収入を見込み、運営収支の黒字化を図る計画としている。

オ　陸上養殖施設建設地（ＮＴＴグリーン＆フード株式会社）（気仙沼市）

（ア）津波で約200世帯が全壊・流失した旧本吉町小泉地区は、防災集団移転促進事業により市有地（移転元地）となった。約６ヘクタールのまとまった土地の利活用として産業誘致が進められてきたが、津波浸水リスクやウクライナ危機等による建築費用の高騰により、企業の進出が断念された。

（イ）気仙沼市においては、近年の海洋環境の変化も踏まえて、市の基幹産業である水産業の振興のため、

「獲る漁業」から「育てる漁業」への転換を図り、陸上養殖事業に着目した。その結果、豊富な地下水が確保できること、水産関連産業の集積地であること及び東日本大震災からの復興に挑む企業等を補助金等でバックアップする地域土壌が決め手となり、ＮＴＴグリーン＆フード株式会社の進出が決定した。

（ウ）ＮＴＴグリーン＆フード株式会社は、日本電信電話株式会社とリージョナルフィッシュ株式会社との合弁で2023年に設立されたＮＴＴグループの企業であり、地球規模の海洋環境変化や世界的なタンパク質クライシスに対応するため、環境負荷を抑えたサステナブルな陸上養殖事業を展開している。

（エ）建設中の気仙沼プラントは、敷地面積約8,710平方メートルで、本年１月に着工し、翌年３月の完成及び操業開始を予定している。同プラントでは、半閉鎖循環方式を採用し、低コスト化と養殖臭の抑制を両立させる。

（オ）気仙沼プラントでは、高温耐性を有するギンザケの中間魚を１年当たり約260トン、トラウトサーモンの成魚を１年当たり約310トン生産する予定としている。半閉鎖循環方式の陸上養殖設備において、ギンザケ中間魚について商用規模の生産を行うのは日本で初めての取組となる。

（カ）地元雇用や地場産業との連携を進めるとともに、県内水産業の一貫体制確立や安定稼働に寄与する計画としている。

（５）県外調査

ア　東京電力（東京都千代田区）

（ア）東京電力福島復興本社代表に対し、議長から「福島第一原子力発電所事故に起因する被害への迅速かつ十分な対応及び原発事故の早期完全収束を求める要請書」を手交し、事故に関する賠償等への迅

速な対応等について、本県議会として要請活動を実施した。主な要請事項は、次のとおりである。

a　福島原発事故と処理水の海洋放出に起因する被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施

b　福島原発事故の早期完全収束の実現

（イ）本年１月に認定された「第五次総合特別事業計画」に基づき、「３つの誓い」を掲げて丁寧かつ迅速で適切な賠償を継続している。

（ウ）ホタテに関しては、半成貝の仕入価格高騰という実態を把握しつつ、宮城県のホタテ産業を支えるため、対応を真摯に検討している。また、ホタテを含む宮城県の水産品の販路拡大に向けては、包括連携協定を締結している事業者などと連携した取組を進めていく。

（エ）地方公共団体に対する賠償手続においては、４月の委員会（参考人意見聴取）以降、新たな取組を始めており、地方公共団体の担当者の負担軽減を図りながら賠償の進捗に努めている。

（オ）廃炉作業において、自動停止などの事象が生じた際は、原因確認と改善を重ねることで、重大事故の未然防止に努めている。

（カ）最難関とされる燃料デブリの本格的な取り出しに向け、「第五次総合特別事業計画」に沿った抜本的な廃炉事業の改革を行い、安全かつ着実に作業を進める方針である。

イ　復興庁

（ア）田所嘉徳復興副大臣に対し、議長から「震災からの復旧・復興対策に係る要望書」を手交し、東日本大震災からの復旧・復興対策に関する対応等について、本県議会として要望活動を実施した。主な要望事項は、次のとおりである。

a　東日本大震災復興関連予算の確実な措置

b　福島原発事故の損害賠償に対する支援

c　東日本大震災の記憶と教訓の伝承に係る支援ほか

（イ）高齢者の見守りや「心のケア」などの中長期的な課題に対し、被災自治体の相談に個別対応しながら、関係省庁と連携して必要な支援や体制整備を継続する。

（ウ）「損害がある限り賠償する」との方針に基づき賠償が行われるよう、同社に対する適切な指導について、必要に応じて復興庁から経済産業省に伝えていく。

（エ）処理水放出に伴う輸入規制の早期撤廃に向けた政府一体での働きかけのほか、水産業のなりわい支援及び販路開拓の後押しを継続する。

（オ）自然災害への危機意識・防災意識醸成に向け、伝承活動が行われることは大変重要だと考えている。語り部団体へのハンズオン支援やガイドブック作成など、持続可能な伝承活動への環境整備を積極的に進めていく。

ウ　石川県

（ア）石川県は能登・金沢・加賀の３地域、19市町（11市８町）で構成され、人口は約109万人で、金沢市に人口の約４割が集中している。能登地域は世界農業遺産にも認定された豊かな里山・里海を有している。

（イ）令和６年１月１日に発生したマグニチュード7.6の地震により、最大震度７を観測した。死者は災害関連死を含め729名、住宅被害は11万6000棟以上に及んだ。

（ウ）令和６年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）からの復旧途中であった令和６年９月、奥能登地方（輪島市・珠洲市・能登町）を中心に局地的な豪雨が発生し、浸水被害や新たな人的被害

が生じた。

（エ）石川県創造的復興プランの作成に当たっては、原型復旧に留まった場合、震災前から進行していた人口減少や高齢化の課題を抱えた状態に戻すだけとなるため、これらの課題に向き合い未来志向に立った創造的復興を掲げ、被災前より良い状態を目指している。

（オ）創造的復興に向けて、「教訓を踏まえた災害に強い地域づくり」、「能登の特色ある生業（なりわい）の再建」、「暮らしとコミュニティの再建」、「誰もが安全・安心に暮らし、学ぶことができる環境・地域づくり」の４つの施策を柱として取り組んでおり、このうち創造的復興の象徴的なプロジェクトを創造的復興リーディングプロジェクトと位置付けて、13の取組を象徴的に推進している。

（カ）フィールドワークを通じた防災教育や風化防止に向けたデジタルアーカイブの構築を進めている。また、伝承施設の整備可能性も含めた記憶と教訓の伝承の在り方について、外部の有識者による検討委員会を立ち上げ､伝承施設を整備した場合の維持管理の負担にも留意しながら検討を開始している。

（キ）昨年２月から公益社団法人日本精神科病院協会の石川県支部へ委託し、奥能登に新たな拠点を設置の上、被災地在住者の心のケア支援を実施している。また、訪問相談やサロン活動を通じた居場所づくりを進めている。

（ク）能登半島地震の後に重ねて発生した奥能登豪雨により、被災者の間では「心が折れた」という深い絶望感が生まれた。現在は能登地域内でも、地域や個人による精神的復調について、ハサミ状格差と言われる差が生じている。

（ケ）孤立感・孤独感から、特に高齢者がアルコール依存症やうつ病となることが懸念されている。アルコールについては、無理な断酒ではなく減酒を勧めている。サロン等の居場所を設けるなど、つなが

りを大切にした支援を行っている。

（コ）自身も被災しながら長時間労働や住民からのクレーム対応に当たる自治体職員のメンタルヘルスの悪化が深刻化しており、上司が部下の頑張りを認め承認することや、感謝の声掛けをすることが部下の心のケアにつながると考えている。

エ　石川県能登町

（ア）能登町は平成17年３月１日、２町１村が合併して誕生した人口約１万３千人の町であり、石川県最大の能登牛の産地を有するなど自然豊かな地域である。能登半島地震が発生した令和６年１月１日現在の人口は約１万５千人だったが、約２年７か月で人口の約11％に当たる1,717人が減少しており、発災前の1.5倍のペースで人口減少が加速している。

（イ）能登半島地震により能登町内では最大震度６強を観測し、沿岸部では最大５メートルの津波を観測した。町内では、木造家屋等の倒壊のほか、土砂崩れ、道路及び上下水道など地盤の被害が大きかった。人的被害は、直接死が２人、関連死は現時点で認定が92件、不認定が45件、審査中が41件となっており、関連死の数は今後も増えると見込んでいる。

（ウ）鵜川地区では集落で安否確認を行い、地区住民や消防団が倒壊した家屋から高齢者を５人以上救出した。また、約５メートルの津波が観測された白丸地区では、東日本大震災以降毎年、自主防災組織が津波避難訓練を行っていたことから、発災時も声を掛け合って高台に避難し、津波による犠牲者はいなかった。

（エ）避難所では、メーカーと協定を締結していたことから、被災市町の中では一番早く段ボールベッドを導入した。応急仮設住宅は14団地で571戸を整備し、現在は419世帯が入居している。賃貸型のみな

し仮設住宅には77世帯が入居している。災害公営住宅については、意向調査を踏まえて５地区260戸の整備を予定しており、石川県が入居後家賃を３年間無償とする方針を発表している。

（オ）能登半島地震からの復旧途中であった令和６年９月21日、観測史上最大の雨量を記録した豪雨に見舞われ、河川氾濫や新たな土砂崩れが発生した。これにより、能登半島地震による災害査定や測量設計などこれまで進めてきた業務がゼロになるなど、二重被災と複合災害により町民や町職員は精神的にも極めて深刻な打撃を受けた。

（カ）能登町復興計画では、単に元の姿に町を戻すだけではなく、里山里海、暮らし、生業、祭りが織りなす独自の地域循環を再構築する「創造的復興」を目指している。復興計画の目標期間は９年間とし、令和10年度末までのインフラ全面復旧を目標として掲げている。

（キ）能登半島地震後、０～４歳の人口が約４割減少するなど、特に未就学児や小中学生を含む若者・子育て世代の町外流出が深刻となっている。これに対して、町内唯一の県立高校である能登高等学校の魅力化事業や東京大学との連携、既存事業の事業承継支援、新たな産業・関係人口の創出など若者が将来に希望を持てる町づくりに取り組んでいる。

（ク）行政目線のみならず、住民や関係団体の生の声を反映した「令和６年能登半島地震・奥能登豪雨 災害対応の記録とその検証」を早期に発刊し、後世や他地域の防災施策へ教訓を継承している。

オ　石川県七尾市・能登島

（ア）能登島は人口約2,300人、20の集落からなる島で、２本の橋（能登島大橋、ツインブリッジ能登）で本土と接続されている。定置網漁が盛んであり能登島鰀目町は能登でも有数の漁港である。島内には、北陸３県の中でも大きな「のとじま水族館」があり、観光と漁師の島としてイメージされている。

農地維持のための草刈りや道普請を通じて、町会・班組織など強い地域共同体が維持されている。

（イ）能登半島地震では、能登島において最大震度６強を観測した。島内では全半壊が集中した東部地域から被害の少なかった西部地域に至るまで地域差が生じた。輪島市や珠洲市などの激甚災害地域と比べて七尾市や能登島は大規模な被害を受けた地域として大きく報道されず、行政の支援や対応の枠組みから漏れた存在となった。

（ウ）倒壊家屋に生き埋めとなった住民15～16人を、地元漁師や近隣住民が連携して救出した。東日本大震災を契機に島民の意識が変わり、津波発生時の迅速な高台避難が徹底されたことで、人的被害は死者２人、怪我人なしと最小限に抑えられた。

（エ）行政の対応を待たず、集落の土木関係者や住民が所有する小型重機を活用して、土砂崩れが発生した道路の段差を自力で撤去・補修し、発災翌日には東部集落の孤立状態を解消させた。水、食料、プロパンガスなどを住民同士で分け合い、島中央の避難所へ物資を取りに行けない高齢者のために、民宿能登島荘を開放して物資の配布拠点とした。避難所で最も混乱を極めたトイレの衛生問題については、排泄物を燃えるゴミとして捨てられる携帯トイレを導入し、使い方の説明を行うことで、悪臭などが改善された。

（オ）鰀目漁港では地盤沈下や岸壁の傾斜が生じたものの、金沢の市場業者から氷の提供や魚の運搬支援を取り付けることで､発災から10日後には漁を再開した｡なりわいを再開したことが活力にもつながった。

（カ）倒壊家屋の公費解体は100％完了したが、所有者が公費解体せずにそのまま放置している家屋が問題となっている。また、現在の坪単価の高騰により、島内での自宅再建が困難となった高齢者が、子

供などを頼り島外へ出てしまうこともある。被害の大きかった島の東部地域の住民が、島中央にある仮設住宅や復興公営住宅に移ったことで、元の集落の人口が減少しており、集落の維持が懸念されている。

（キ）行政の支援に頼らずに旧能登島観光協会（現ななお・なかのとＤＭＯ）と民宿能登島荘において、能登島震災視察プログラムを開始した。防災教育の推進や関係人口の創出に取り組んでいる。

カ　富山県

（ア）能登半島地震では、富山県内では観測史上最大の震度５強を観測した。液状化被害、公共インフラ及び住宅への被害、農林水産施設などへの大きな被害が発生した。

（イ）復旧・復興の過程を見える化し、住民への安心感を提供するため「富山県復旧・復興ロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を策定した。「くらし・生活の再建」、「公共インフラ等の復旧」、「地域産業の再生」、「北陸全体の復興に向けた連携」、「地域防災力の向上」を５つの柱として全庁的に取組を行っている。ロードマップは随時見直しを行っており、昨年度は４回見直しを行った。

（ウ）住宅修繕支援や住宅ローンの利子補給に加え、面的な液状化対策として「地下水位低下工法」の実証実験を実施し、本格施工に向けて準備を進めている。面的整備を進めるに当たっての維持管理費については、県で基金による支援策を創設し、被災市を支援することとしている。同様の被害があった石川県、新潟県と連携して国に対する財政支援を働きかけている。

（エ）発生した災害廃棄物12万5000トンの処理が発生している。公費解体については、現在97％完了しており、大型案件についても今年度中の完了を見込んでいる。住民の家財搬出等の遅れ等の課題に対して、被災市と連携して対応策の検討を重ねた結果、公費解体の手続きをリスト化したチラシの配布を

行うなどにより公費解体を加速させた。

（オ）道路、河川、港湾等の公共土木施設は着実に復旧が進んでおり、特に伏木港大橋については、国の直轄代行により工事が進められ、本年３月に２年３か月ぶりに通行が再開した。農林水産分野での施設復旧や、中小企業向けの「なりわい再建支援補助金」の交付、落石被害を受けた黒部峡谷鉄道の復旧及び観光客誘致の取組も進めている。

（カ）能登半島地震において、富山県に30年ぶりに津波警報が発令された。被災経験のない行政職員及び県民に混乱が生じたため、災害対応検証を行い、令和６年12月に報告書を取りまとめた。14項目の検証項目により検証を行い、その結果を踏まえ、「ワンチーム」、「人づくり」、「ＤＸ」、「高品質」、「官民連携」を改善の５つの柱として掲げて取り組んでいる。

（キ）「人づくり」として防災リーダーの育成に力を入れている。防災士の数は増えているが、スキルアップが課題となっており、ＮＰＯ法人富山県防災士会と連携して取り組んでいる。また、若い力となる学生や女性の防災士を増やすことに力を入れている。

（ク）富山県防災危機管理センターは、県の防災・危機管理の中枢機能を有する拠点施設であり、中間免震構造の採用により高い耐震性と耐浸水性を確保するとともに、停電や給排水途絶時にも３日間（72時間）以上機能維持できるライフラインの自立・代替機能、60型10面マルチディスプレイを備えた映像情報システム、常設の災害対策本部室（オペレーションルーム）や屋上ヘリポートなどを整備しているとの説明を受けた後、施設の視察を実施した。

２　総括

本委員会は、県内外における現地調査活動や参考人意見聴取等を通じ、本県における東日本大震災からの復

興完遂に向けた様々な課題の把握に努めるとともに、これらを取りまとめ、現状の課題の解決に資するべく、地方公共団体や関係団体、国及び関係機関との意見交換や要望・要請活動等を行ってきた。

委員会の調査結果を踏まえ、次のとおり総括する。

（１）調査事項①　東日本大震災からの復興完遂に向けた諸課題について

ア　被災地における復興関連事業について

東日本大震災の発災から15年以上が経過し、本県の海岸整備に係る復旧・復興事業は、昨年度末時点で、369箇所のうち全体の約99％に当たる366箇所が完了するなど、基盤整備は着実に進展している。

一方で、気仙沼地方振興事務所への調査結果のとおり、県管理漁港海岸防潮堤については、昨年度をもって、魚市場前地区の事業が完了したものの、大浦・浪板地区及び日門地区に未完成の区間が残されている。令和10年度の完了に向け、必要な財源を確保し、道路のかさ上げ等の工事の際には、道路管理者や地元利用者との調整を図るとともに、市と連携して施設整備と避難対策を一体的に進めるべきである。

イ　被災者の心のケアと地域コミュニティーの維持について

執行部事業概要説明のとおり、心のケアセンターによる相談支援は終了したが、生活環境の変化等により複雑化した被災者の心の問題への対応は引き続き必要である。石川県への調査でも、地震と豪雨による二重被災に伴い、心の回復に個人差が生じ、孤立感が深まる状況が確認された。本県においては、支援記録や専門的な知見を確実に引き継ぎ、市町村、保健所、医療機関等の連携による訪問相談や交流の場の確保など、切れ目のない心のケアが実施できるよう、体制の補完・支援に努めるべきである。

また、心のケアハウスへの相談は増加しており、学校に登校していないなどの状態にある児童生徒や保護者の悩みへの対応が求められている。個々の背景を丁寧に把握し、加配教員やスクールカウンセラー等

の配置、教育相談、学習支援及び居場所の確保を継続する必要がある。

災害公営住宅等では、高齢化や単身世帯の増加、自治会の担い手不足が課題となっている。石川県能登町や石川県七尾市の能登島では、住民同士のつながりが共助による救出活動や物資の相互融通の基盤となったことからも、地域コミュニティーを防災の基盤としても捉え、住民の負担に配慮しながら、若者や地域団体等の参画と持続可能な活動を支援することが求められる。

ウ　移転元地の利活用と産業・なりわいの再生について

移転元地は、土地利用上の制約や官地・民地の混在等により、一体的な利活用が困難な状況にある。雄勝ローズファクトリーガーデンへの調査では、住民主体の取組が土地の管理、地域コミュニティーの再構築及び交流人口の拡大につながる一方、石巻市の補助金の廃止により財源確保が課題となっている。本県においては、復興庁と連携の上、専門家の派遣や新たな財源の活用等による取組の継続を支援し、土地の集約や事業者の参入を促す仕組みについて、国に働きかけるべきである。

また、気仙沼市の陸上養殖施設建設地では、移転元地を活用し、海洋環境の変化に対応する水産業の振興に向けた取組が進められている。既存の漁業・養殖業、水産高校との連携や新技術の導入を支援し、地域の雇用と所得につながる取組を進めることが求められる。亀山園地のモノレール等の整備についても、気仙沼市による持続的な運営や周辺観光資源との連携を目指した取組を県が支援し、交流人口の拡大を通じた地域経済の再生につなげるべきである。

エ　震災伝承と防災・減災対策について

（ア）持続可能な伝承について

震災からの時間の経過に伴い、伝承施設や団体では、活動資金の確保と語り部の高齢化への対応が課

題となっている。石川県能登町白丸地区では、東日本大震災以降、自主防災組織による津波避難訓練が能登半島地震発生時の高台避難につながり、津波による犠牲者を出さなかったことが確認された。震災伝承みやぎコンソーシアムの運用や関係機関との連携を通じ、広域的なネットワークの構築、語り部の育成及び財源確保を支援するとともに、学校教育や地域の訓練との連動、記録の保存・活用を進め、本県の経験と教訓を次世代及び国内外に伝えるべきである。特に、財源については、ふるさと納税を活用した目的基金の設置について検討するなど持続可能な財源の確保が求められる。

（イ）孤立・複合災害への備えと避難生活の改善について

石川県及び同県能登町の調査では、能登半島地震による被害からの復旧途上において、奥能登豪雨が発生し再度被災したことが、住民生活や行政機能に深刻な影響を与えた実態が確認された。本県においても、集落の孤立やライフラインの途絶を想定し、物資の備蓄・輸送、情報伝達及び応援の受入れ体制を強化する必要がある。

石川県能登町における段ボールベッドの早期導入や石川県七尾市の能登島における携帯トイレの活用事例等を参考に、資機材の確保や運用訓練に取り組む市町村を県が支援し、災害関連死を防ぐため、避難所の内外にいる被災者の健康状態の把握と必要な支援へ確実につなげる体制を構築すべきである。あわせて、富山県の取組を参考に、若者や女性への防災士資格の取得や自主防災組織のリーダーの育成・研修等を通じて実践力を向上させるとともに、宮城野原地区における広域防災拠点整備や圏域防災拠点の機能強化を図ることが求められる。

オ　第３期復興・創生期間の対応と防災庁の地方機関誘致について

第３期復興・創生期間においても、被災者の心のケア、地域コミュニティーの維持、移転元地の利活用、

震災伝承等の課題は継続している。復興施策から一般施策への移行に伴って必要な支援が途切れないよう、市町村等の財政負担を把握し、国に対して継続的かつ柔軟な財政支援を求めるとともに、地域の実情に即した支援体制を維持すべきである。

また、防災庁の地方機関については、東日本大震災をはじめとする本県の防災・減災・復興の知見を国の施策や広域的な災害対応に生かす観点から、事前防災の視点で機能や役割を具体的に提案し、国の動向を踏まえ、本県、仙台市、関係議会等が連携して本県への誘致を積極的に推進すべきである。

（２）調査事項②　福島原発事故に起因する諸問題について

本委員会では、東京電力に対する参考人意見聴取及び要請活動を通じ、福島原発事故及び処理水の海洋放出に起因する被害への迅速かつ十分な賠償と、事故の早期完全収束を求めてきた。

東京電力は、事故の原因者としての責任を十分に自覚し、損害がある限り賠償するとの方針の下、事業者及び地方公共団体の実情に即した賠償を継続する必要がある。また、処理水の海洋放出に起因する市場環境の変化によるホタテ半成貝の仕入価格高騰等の影響についても状況を把握し、実態に即した手続の改善と相談体制の充実を図るべきである。

また、一部の国・地域による輸入規制等の影響を踏まえ、国には規制の早期撤廃に向けた外交努力と科学的根拠に基づく情報発信を、東京電力には処理水の海洋放出以外の処分方法やトリチウム等除去技術の研究開発を引き続き実施するほか、商談会や販売機会の創出等を通じた県産品の販路回復・消費拡大、真摯な補償対応を求める。県においても、事業者支援と新たな販路の開拓を継続し、県産農林水産物の信頼確保に取り組むべきである。

登米市への調査では、指定廃棄物の長期保管による農家や周辺住民の負担が確認され、国の財政的・技

術的支援を条件に、指定解除及び一般廃棄物としての処理に協力する方針が示された。指定解除等に伴い地域へ新たな負担が転嫁されることのないよう、国には処理完了までの支援を求め、県は市町村の意向を尊重した上で、安全性の説明と適正かつ安全な保管・処理を支援すべきである。

廃炉については、安全を最優先に燃料デブリの取り出し等を着実に進めるとともに、処理水の取扱いに係る厳格なモニタリング及び情報公開を徹底する必要がある。本県においては、国及び東京電力に引き続き厳正な姿勢で臨み、県民の不安解消に向けた対応を求めることが必要である。

（３）本県議会の今後の活動について

復興事業が進展する一方、被災者の心のケア、地域の維持、伝承活動の維持継続、産業・なりわいの再生及び福島原発事故への対応など、長期にわたり取り組むべき課題は残されている。本県議会として、引き続き被災地の実情を把握し、要望・要請の効果を検証するとともに、制度の改善と財源の確保に向けた働きかけを、国及び県等へ行う必要がある。

このことから、次期においても本調査事項に係る調査特別委員会を設置し、被災者や地域の声に根差した調査活動を継続するとともに、震災の経験と教訓を防災力の向上につなげ、本県の真の復興の完遂を目指して全力を傾注する必要がある。

以上、今後の本県議会における、被災地に根差したより効果的な調査活動を期待して、報告とする。

令和８年11月25日

宮城県議会大震災復興調査特別委員長　守　屋　守　武

宮城県議会議長　佐　々　木　幸　士　殿

（参考）活動概要

１　執行部事業概要説明

日　時　令和８年１月23日（金曜日）　午前10時から午前11時22分まで

対応者　総務部副部長　大町　久志

復興・危機管理部副部長　髙橋　悟

環境生活部副部長　田代　浩一

保健福祉部副部長　赤間　正行

農政部技監兼副部長（技術担当）　高澤　和寿

水産林政部副部長　佐藤　孝夫ほか

２　参考人意見聴取

東京電力ホールディングス株式会社

執行役員福島復興本社副代表　弓岡　哲哉氏

執行役員福島第一廃炉推進カンパニー　ＡＬＰＳ処理水統括　佐藤　学氏

福島復興本社副代表　石崎　年博氏

福島本部福島原子力補償相談室副室長　加藤　岳志氏

福島本部福島原子力補償相談室　仙台事務所長　川島　貴洋氏

福島第一廃炉推進カンパニー　リスクコミュニケーター　加藤　克己氏

日　時　令和８年４月22日（水曜日）　午前10時から午前11時38分まで

内　容　福島第一原子力発電所事故に起因する損害賠償の概要と進捗状況及び今後の方針等について

福島第一原子力発電所の廃炉及び汚染水の現状と対策について

ＡＬＰＳ処理水の現状と今後の取組等について

第五次総合特別事業計画について

３　県内調査

（１）雄勝ローズファクトリーガーデン（石巻市）

日　時　令和８年５月13日（水曜日）　午前10時30分から午前11時30分まで

対応者　一般社団法人雄勝花物語　共同代表　徳水　博志氏ほか

内　容　雄勝ガーデンパーク構想について～住民主体による移転元地の利活用～

（２）放射能汚染廃棄物保管場所（石越浄化センター内）（登米市）

日　時　令和８年５月13日（水曜日）　午後２時から午後３時まで

対応者　副市長　吉田　信幸氏

産業経済部長　櫻　節郎氏

登米市議会産業建設常任委員長　須藤　幸喜氏ほか

内　容　農林業系廃棄物の保管状況及び今後の対応について

（３）宮城県気仙沼地方振興事務所（水産漁港部）

日　時　令和８年５月13日（水曜日）　午後４時15分から午後５時15分まで

対応者　宮城県気仙沼地方振興事務所長　田代　浩一ほか

内　容　漁港海岸堤防（防潮堤）の復旧・復興状況について

（４）亀山園地（モノレール等整備地）（気仙沼市）

日　時　令和８年５月14日（木曜日）　午前９時30分から午前11時まで

対応者　企画部長　藤村　克郎氏

産業部長　畠山　勉氏ほか

内　容　東日本大震災からの復興状況について～亀山整備による魅力化向上事業～

（５）陸上養殖施設建設地（ＮＴＴグリーン＆フード株式会社）（気仙沼市）

日　時　令和８年５月14日（木曜日）　午後１時15分から午後２時55分まで

対応者　ＮＴＴグリーン＆フード株式会社　代表取締役社長　久住　嘉和氏

気仙沼市企画部長　藤村　克郎氏ほか

内　容　移転元地を活用した陸上養殖事業について

４　県外調査

（１）東京電力ホールディングス株式会社（東京都千代田区）

日　時　令和８年７月28日（火曜日）　午前10時から午前10時30分まで

対応者　常務執行役福島復興本社　代表　秋元　展秀氏

執行役員福島復興本社　副代表　弓岡　哲哉氏ほか

内　容　福島原発事故に起因する被害への迅速かつ十分な対応及び福島原発事故の早期完全収束を求める要請活動

（２）復興庁

日　時　令和８年７月28日（火曜日）　午前11時から午前11時15分まで

対応者　復興副大臣　田所　嘉徳氏

内　容　震災からの復旧・復興対策に係る要望活動

（３）石川県

日　時　令和８年７月28日（火曜日）　午後３時50分から午後５時まで

対応者　能登半島地震復旧・復興推進部　創造的復興推進課　課長　村木　茂氏

健康福祉部こころの健康センター所長　角田　雅彦氏

議会事務局長　福井　誠氏

内　容　石川県創造的復興プランについて

（４）石川県能登町

日　時　令和８年７月29日（水曜日）　午前11時から正午まで

対応者　総務課危機監視室長　道下　政利氏

企画財政課課長補佐　灰谷　貴光氏

議長　市濱　等氏

議会事務局長　諸角　勝則氏

内　容　能登町復興計画について

（５）石川県七尾市・能登島

日　時　令和８年７月29日（水曜日）　午後２時45分から午後４時15分まで

対応者　民宿　能登島荘　代表　谷口　和義氏

ななお・なかのとＤＭＯ　出島　この美氏

内　容　七尾市・能登島の被災状況から学ぶ効果的な防災対策について

（６）富山県

日　時　令和８年７月30日（木曜日）　午前10時40分過ぎから午前11時50分まで

対応者　危機管理局長　中林　昇氏ほか

内　容　令和６年能登半島地震に係る富山県復旧・復興ロードマップについて